

【補足資料】 撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書) 記入の仕方

「撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)」は、**加算対象となる撤去工事を行った事業者が工事内容を証明し、工事発注者が給湯器設置工事を行う事業者(給湯省エネ事業者)に、まとめて交付申請の手続きと補助金の受領を依頼するための書類**です。

交付申請(予約を含む)には、本状と併せて撤去工事の工事請負契約書や撤去写真等が必要になります。
交付申請の手引き等を確認し、ご準備ください。

* 同じ事業者に設置工事と撤去工事を分けて発注する場合は、分離発注にあたりません。
本状の提出は不要ですので、通常の交付申請等の手続きを行ってください。

撤去事業者 が記入

- ◆本証明書を提出する事業者名*を記入してください。(工事発注者に確認してください)
- *給湯器設置工事を行う事業者

撤去事業者 が記入

- ◆本証明書を発行した日を記入してください。

撤去事業者 が記入

- ◆すべての項目について記入してください。
- ◆[代表者氏名]は、工事請負契約の当事者を記入してください。
- ◆法人印の押印してください。(個人事業主の場合は個人印を押印)
- ◆[住宅所在地]は、郵便番号、共同住宅等の建物名、部屋番号まで必ず記入してください。

撤去事業者 が記入

- ◆該当する工事にチェックし、台数を記入してください。
- ◆交付申請の予約時から交付申請時点で台数が、変更になった場合でも、本状の再提出は不要です。(撤去した台数分の証憑書類を提出してください)

撤去事業者 が記入

- ◆すべての項目について記入してください。
- ◆交付申請の予約時の予定日から、実際の着工日、引渡日に変更になった場合でも、本事業の補助対象期間内の日付であれば本状の再提出は不要です。

撤去事業者 が記入

- ◆提出する書類すべてにチェックをいれください。

工事発注者 が記入

- ◆上記内容を確認し宣誓した日を記入してください。
- ◆氏名を自署もしくは押印してください。

撤去工事を行った事業者が記入および押印してください。
●個人事業主の場合は個人印を押印。

撤去工事の工事発注者が記入および押印してください。
●自署または押印が必須です。

給湯省エネ2025事業 2025.02.26

交付申請/予約用 撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)

《給湯省エネ事業者(補助事業者)》 作成日 2025年4月20日

給湯リフォーム(株) 御中

高効率給湯器の設置工事に伴い、別の事業者で行った以下の設備の撤去工事について、交付申請にあたり、手続きと補助金の受領を取りまとめて行っていただくようお願いいたします。

●以下のとおり、設備の撤去工事を行ったことを証明いたします。(※撤去工事事業者が記入・押印)

工事発注者名	給湯 一郎	撤去工事事業者名	給湯撤去(株)	株 給湯撤去社
住所	東京都中野区〇〇町1-1-1	代表者氏名	撤去 次郎	

撤去を行う住宅の所在地 〒200-XXXX 東京都中野区〇〇町1-1-1
共同住宅等の場合、建物名および部屋番号も記入してください

撤去工事内容(該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/>	電気温水器の撤去	撤去台数 ^{*1}	2
	<input type="checkbox"/>	電気蓄熱暖房機の撤去		

*1《台数上限》
・電気蓄熱暖房機の撤去は2台まで
・電気温水器の撤去は補助を受ける給湯器と同台数まで

契約日	令和7年4月15日	※原契約の締結日を記入
着工(予定)日	令和7年4月20日	※2024年11月22日以降であること ※交付申請の予約の場合は予定日を記入
引渡(予定)日	令和7年4月20日	※交付申請の予約の場合は予定日を記入

●交付申請において、以下の書類を本状と併せてご提出いたします。(提出する書類に☑)

<input checked="" type="checkbox"/>	撤去内容が確認できる契約書	※交付申請の予約を行う場合は予約時に提出すること
■	工事写真	
	<input checked="" type="checkbox"/>	電気温水器の場合
<input type="checkbox"/>	電気蓄熱暖房機の場合	撤去【中】写真 ^{*4} および撤去【後】写真

*2新しく導入する給湯器の設置場所が同一の場合は、給湯器設置工事の工事【前】、【後】写真としても提出可
*3銘板の文字が消える等により、電気温水器であることが確認できない場合、配管の本数が確認できる写真または保証書を提出
*4レンガ等、中の構造が確認できるもの

●上記内容に相違ないこと、および以下について宣誓いたします。(※工事発注者が記入)

交付申請の依頼に際して、必要書類は責任を持って準備(不備があった場合の確認・訂正を含む)を行います。当該準備の瑕疵・怠慢により、補助金の交付が受けられないことについて、いかなる異議・申し立ても行いません。また、申請した書類等に虚偽が含まれていた場合、交付済みの補助金の返還について、その全責任を負います。

2025年4月20日 工事発注者氏名 給湯 一郎 印
(自署または押印)